

## 京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金の交付については、京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱(平成26年京都府告示第516号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(事業計画の承認申請)

第3条 要綱第4条第2項に定める事業計画の承認申請書は、事業計画の承認を受けようとする事業に着手する日前60日に当たる日までに提出するものとする。

(事業計画の変更等)

第4条 要綱第5条の知事が別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 補助申請予定額の変更
- (2) 整備する施設、設備等の変更(事業目的及び事業効果に影響を及ぼすものに限る。)

(交付の申請等)

第5条 要綱第9条第1号に定める交付申請書は、事業に着手する日前30日に当たる日までに、要綱第9条第2号に定める交付申請書は、事業完了後速やかに知事に提出するものとする。

2 障害者多数雇用事業所設置法人設立等推進事業については、要綱第9条第2号に定める交付申請書及び添付書類に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 雇用されている障害者の障害者手帳の写し
- (2) 雇用契約書の写し、労働条件通知書の写し等労働条件が確認できるもの

3 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業を実施した補助対象事業者が当該各号に掲げる期間に要した経費とする。

- (1) 整備・定着支援事業 補助金の交付の決定を受けた日から要綱別表に掲

げる補助対象事業が完了した日までの期間  
(2) 設立等推進事業 要綱第4条第1項の事業計画の承認を受けた日から要綱別表に掲げる補助対象事業が完了した日までの期間

(実績報告)

第6条 要綱第13条第1項に定める実績報告書は、事業完了後速やかに知事に提出しなければならない。

(その他)

第7条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月16日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正後の要領は、平成27年11月6日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正後の要領は、平成29年8月18日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。